

株 主 各 位

平成18年6月6日
証券コード 2607
大阪市中央区西心齋橋2丁目1番5号
(本社事務所 大阪府泉佐野市住吉町1番地)

不二製油株式会社

取締役社長 浅原和人

第78回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第78回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。**本年より会場が下記のとおり変更しておりますのでご注意ください。**

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、ご返送くださいますようお願い申しあげます。 敬 具

記

1. 日 時 平成18年6月23日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪府泉佐野市りんくう往来北1番地
全日空ゲートタワーホテル大阪 6階 RICCホール
(JR関西空港線、南海関西空港線りんくうタウン駅直結)
なお、駐車場に限りがありますので公共交通機関にてお越しください。
(末尾の「株主総会会場ご案内図」(48頁)をご参照ください。)
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第78期(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)営業報告書、連結貸借対照表および連結損益計算書
ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第78期貸借対照表および損益計算書報告の件決議事項
 - 第1号議案 第78期利益処分案承認の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類」(29頁から39頁まで)に記載のとおりであります。
 - 第3号議案 取締役15名選任の件
 - 第4号議案 監査役1名選任の件
 - 第5号議案 監査役補欠者1名選任の件
 - 第6号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

営業報告書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

1. 営業の概況

(1) 企業集団の営業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、原油価格の高騰等の不安定要因があったものの、企業収益の改善を背景とした設備投資の増加や個人消費の緩やかな増加により、景気は回復基調で推移いたしました。

当社グループを取り巻く食品業界におきましては、輸入品の増加や低価格化による企業間競争の進行などから力強さに欠ける状況が続きました。

このような状況の中、当社グループは「安全・品質・環境」を守ることを経営の前提とし、「三新開発（新製品・新生産技術・新市場）」に積極的に取組むとともに、「コストダウン」「提案営業」に注力してまいりましたが、乳製品等の原料価格の高止まりに加え、減価償却費の増加等の要因により利益面では厳しい状況で推移いたしました。

これらの結果、当連結会計年度における業績は、売上高は1,751億72百万円（前期比1.3%増）、営業利益は92億77百万円（前期比18.7%減）、経常利益は89億52百万円（前期比18.2%減）、当期純利益は43億34百万円（前期比38.3%減）となりました。

企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりであります。

事業区分	第 77 期 (平成17年3月期)		第 78 期 (当連結会計年度) (平成18年3月期)		対 前 期 比	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	増 減 率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
油 脂	57,234	33.1	60,180	34.3	2,945	5.1
製菓・製パン素材	75,122	43.4	75,304	43.0	181	0.2
大豆たん白	40,621	23.5	39,687	22.7	△933	△2.3
合 計	172,978	100.0	175,172	100.0	2,193	1.3

（油脂事業）

国内では、厳しい市場環境の中、フライ用油脂が減少しましたが、チョコレート用油脂や機能性油脂等の高付加価値製品は好調に推移いたしました。高付加価値製品の増加と生産性の改善により、利益面では前期を上回りました。

海外グループ会社は、欧米、アジア市場ともにチョコレート用油脂等のスペシャリティ製品が伸長し、売上高は大きく増加いたしました。利益面ではチョコレート用油脂工場の生産効率改善が遅れている米国グループ会社を除き、前期を上回りました。

（製菓・製パン素材事業）

国内では、各種素材チョコレートが、新市場の開拓、新製品の販売により、前期に引き続き好調に推移いたしました。クリーム類は、新技术を付加した新製品が寄与したことから数量、売上高ともに前期を上回りました。マーガリン・ショートニング類は前期並みとなりましたが、フィリング類は市場停滞等により前期を下回りました。製菓・製パン素材輸入販売は数量、売上高ともに過去最高となりましたが、原料の海外乳製品相場の高止まりにより採算は厳しい状況で推移いたしました。

国内のグループ会社のデザート類は新製品を積極的に投入しましたが、前期ほどの好調さはなく、売上高、利益ともに前期を下回りました。

海外では、シンガポールのグループ会社は、売上高は前期を上回りましたが、原料高により利益面では前期を下回りました。インドネシアのグループ会社は新製品開発や生産性の改善により、売上高、利益ともに前期を上回りました。

（大豆たん白事業）

国内では、大豆たん白素材は、食肉、水産市場の需要停滞による減少を健康市場等への拡販でカバーし、数量、売上高ともに前期を上回りました。

大豆たん白食品は、弁当給食市場やコンビニエンスストア向け等が大きく伸長し、前期比で数量は増加いたしました。売上高は前期を下回ったものの、利益面では経費削減により前期比で改善いたしました。

大豆ペプチドは、国内飲料市場への販売が不振であったことに加え、健康食品市場においても販売が減少し、売上高、利益ともに前期を下回りました。

水溶性大豆多糖類は、コンビニエンスストアを中心に米飯、調理用麺市場で数量が着実に増加いたしました。

豆乳は「ソヤファームブランド」の基幹商品として、積極的に新商品の発売等を行いました。市場競争の激化に加え、豆乳ブームの一巡もあり、小売用は低迷いたしました。業務用は飲料市場での展開は遅れたものの、デザート市場は好調に推移いたしました。

大豆関連商品の通信販売は、「野菜の時間ですよ」等が好調で売上高は前期を上回りました。

海外では、中国で大豆たん白素材を製造販売するグループ会社は、輸出版売は伸長したものの、新工場稼働に伴う経費増加等により、利益面では前期を下回りました。中国で大豆たん白食品を製造販売するグループ会社は日本向け輸出が大きく伸長し、売上高、利益ともに前期を上回りました。

(2) 企業集団の設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資額は136億円であり、その主な内容は大豆ペプチド生産設備の新設、千葉新工場、チョコレート生産設備の新設などです。

当連結会計年度における資金調達については、当社は、平成17年8月3日に第3回無担保社債100億円を発行いたしました。

(3) 企業集団および当社の営業成績および財産の状況の推移

①企業集団の営業成績および財産の状況の推移

区 分	第 75 期 (平成15年3月期)	第 76 期 (平成16年3月期)	第 77 期 (平成17年3月期)	第 78 期 (当連結会計年度) (平成18年3月期)
売 上 高 (百万円)	154,470	161,140	172,978	175,172
経 常 利 益 (百万円)	10,827	10,601	10,946	8,952
当 期 純 利 益 (百万円)	4,654	5,660	7,023	4,334
1株当たり当期純利益 (円)	52.53	64.17	79.68	49.14
総 資 産 (百万円)	133,802	146,563	154,288	171,936
純 資 産 (百万円)	69,935	74,050	79,951	87,793

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 第76期より改正後の商法施行規則に基づいて作成しておりますので、従来の「当期利益」「1株当たり当期利益」は「当期純利益」「1株当たり当期純利益」と表示しております。
3. 当社は第77期より「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2に規定する連結計算書類を作成しております。

②当社の営業成績および財産の状況の推移

区 分	第 75 期 (平成15年3月期)	第 76 期 (平成16年3月期)	第 77 期 (平成17年3月期)	第78期(当期) (平成18年3月期)
売 上 高 (百万円)	100,059	104,178	108,190	107,757
経 常 利 益 (百万円)	9,046	9,268	9,610	8,460
当 期 純 利 益 (百万円)	3,561	5,067	5,956	5,060
1株当たり当期純利益 (円)	40.05	57.40	67.49	57.44
総 資 産 (百万円)	120,255	127,876	129,490	137,763
純 資 産 (百万円)	71,647	77,130	82,267	88,084

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 第76期より改正後の商法施行規則に基づいて作成しておりますので、従来の「当期利益」「1株当たり当期利益」は「当期純利益」「1株当たり当期純利益」と表示しております。

(4) 企業集団が対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、わが国経済は、企業収益の改善や設備投資の増加、雇用環境の改善により景気は引き続き緩やかな回復傾向が続くと思われます。

食品業界は、消費はやや拡大基調にあるものの、価格競争の激化や原料、資材価格の上昇が予想される上、農薬等のポジティブリスト化など食品の安全性の問題は引き続き最重要課題となっております。経営環境は厳しい状況で推移するものと予想されます。

このような状況下、当社グループは、平成17年4月にスタートした中期経営計画「INNOVATE 07」の中計方針「創造と改革による企業価値向上の実現」に向け取り組んでおります。

「グローバル、スペシャリティ、ニッチ、No.1」を当社グループのあるべき企業像として、開発型グローバル企業の構築、勝ち進むビジネスモデルの構築により継続的な成長と収益拡大を目指しております。

しかし、平成18年3月期の業績は中期計画を下回っており、収益性の改善と事業変革のスピードアップが緊急の課題であると認識しております。

中期計画の基本戦略である三新開発（新製品・新生産技術・新市場）の推進、提案営業の推進を強化するとともに、以下の取組みを実行してまいります。

①製品別戦略の明確化

分別油脂や大豆たん白素材、機能剤など当社グループのコアビジネスには経営資源を集中し、更に強化してまいります。

機能性油脂、製菓・製パン素材、大豆たん白食品や豆乳などは、より顧客志向の新製品を開発することでシェアの向上を図ります。

大豆たん白食品や海外油脂事業については、生産ライン統合等の生産効率化による利益率の向上を図ります。

②設備投資の傾斜配分化

大型設備投資は平成18年度千葉工場の完成により、一巡する計画です。

投資を抑制し、投資効率を重視した設備投資の傾斜配分化を行ってまいります。

③製品開発力の強化

コア技術の強みを徹底的に掘り下げることや、コア技術を応用した新製品開発、基盤研究強化による新事業の創出を行います。これら開発力の強化により、基幹となる大型新製品の創造を図ります。

④固定費構造改革、コストダウンの推進

生産システムの再検討、物流費削減、経費の見直し等、社長が委員長となる全社プロジェクトを発足させ、徹底したコストダウンの推進に取り組んでまいります。

⑤事業展開のスピードアップ

米国子会社の生産性改善、大豆たん白食品事業の構造改革、大豆ペプチド・豆乳事業の拡大、業務用チョコレート事業のグローバルな拡販、千葉工場の収益化など重点事業展開のスピードをあげてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2. 企業集団および当社の概況（平成18年3月31日現在）

(1) 企業集団の主要な事業内容

当社グループは油脂（食品加工油脂、チョコレート用油脂、食用油、ヤシ油等）、製菓・製パン素材（チョコレート、クリーム、マーガリン、ショートニング、チーズ素材等）、大豆たん白（粉末状大豆たん白、粒状大豆たん白、繊維状大豆たん白、大豆たん白食品、水溶性大豆多糖類、豆乳、大豆ペプチド等）の製造販売を行っております。

(2) 企業集団の主要な事業所

①当社の主要な事業所

本店：大阪市中央区西心斎橋2丁目1番5号

本社事務所：大阪府泉佐野市住吉町1番地

支店・営業所：札幌・東京・名古屋・大阪・福岡

事業所・工場：阪南（大阪府）・りんくう（大阪府）・堺・神戸・千葉・関東（茨城県）・たん白食品つくば（茨城県）・石川

研究所：つくば（茨城県）・阪南（大阪府）

②子法人等の主要な事業所（国内）

油脂：株式会社阪南タンクターミナル（大阪府）

製菓・製パン素材：トーラク株式会社（兵庫県）・ケイ・ピー食品株式会社（千葉県）・ワルツファンシー株式会社（愛知県）・不二バター株式会社（大阪府）・株式会社フクシヨク（福岡県）・株式会社合志商事（宮崎県）・株式会社エフアンドエフ（大阪府）

大豆たん白：トーラク株式会社（兵庫県）・フジフレッシュフーズ株式会社（兵庫県）・フジプロテインテクノロジー株式会社（東京都）・不二つくばフーズ株式会社（茨城県）

③子法人等の主要な事業所（海外）

油 脂：FUJI OIL (SINGAPORE) PTE.LTD.（シンガポール）・PALMAJU EDIBLE OIL SDN.BHD.（マレーシア）・FUJI SPECIALTIES, INC.（アメリカ）・FUJI VEGETABLE OIL, INC.（アメリカ）・FUJI OIL EUROPE（ベルギー）・FUJI OIL POLSKA SP. ZO.O（ポーランド）・NEW LEYTE EDIBLE OIL MANUFACTURING CORP.（フィリピン）・不二製油（張家港）有限公司（中国）・不二製油（張家港保税區）有限公司（中国）

製菓・製パン素材：WOODLANDS SUNNY FOODS PTE.LTD.（シンガポール）・PT. FREYABADI INDOTAMA（インドネシア）

大豆たん白：山東龍藤不二食品有限公司（中国）・吉林不二蛋白有限公司（中国）・天津不二蛋白有限公司（中国）

(3) 株式の状況

- ①会社が発行する株式の総数 357,324,000株
 ②発行済株式の総数 87,569,383株
 ③1単元の株式の数 100株
 ④株主数 25,238名
 ⑤大株主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況		当社の大株主への出資状況	
	持 株 数	出 資 比 率	持 株 数	出 資 比 率
伊藤忠商事株式会社	16,409 千株	18.7 %	808 千株	0.1 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 （信託口）	5,356	6.1	—	—
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （信託口）	4,818	5.5	—	—
日本生命保険相互会社	2,845	3.2	—	—
東京海上日動火災保険株式会社	2,828	3.2	—	—
バンク オフ ニューヨーク シェアーズ クライアント アカウント イー アイエスシー	2,242	2.6	—	—
株式会社三井住友銀行	1,875	2.1	—	—

(4) 自己株式の取得、処分等および保有

①取得株式	普通株式	1,486株
	取得価額の総額	1,609千円
②処分株式	普通株式	－株
	処分価額の総額	－千円
③決算期における保有株式	普通株式	40,338株

(5) 企業集団および当社の従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
2,992名	65名増

(注) 臨時従業員(1,684名)は除いて記載しております。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,046名	7名増	40.7才	17.4年

(注) 出向者(123名)および臨時従業員(112名)は除いて記載しております。

(6) 企業結合の状況

①重要な子法人等の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
ト ー ラ ク 株 式 会 社	500 百万円	100.0 %	乳加工食品・豆乳製品の製造・販売
フジフレッシュフーズ株式会社	100	100.0	大豆たん白食品の製造・販売
フジプロテインテクノロジー株式会社	300	75.0	大豆たん白製品の卸売
ケイ・ピー食品株式会社	90	100.0	製菓・製パン原材料の卸売
ワルツファンシー株式会社	30	90.0	製菓・製パン原材料の卸売
不二バター株式会社	99	100.0	製菓・製パン原材料の卸売
株式会社フクシヨク	30	100.0	製菓・製パン原材料の卸売
株式会社合志商事	10	100.0	製菓・製パン原材料の卸売
不二つくばフーズ株式会社	99	100.0	大豆たん白食品の製造
株式会社エフアンドエフ	20	60.0	チョコレート製品の製造・販売
株式会社阪南タンクターミナル	50	65.0	倉庫業
FUJI OIL(SINGAPORE)PTE LTD	S\$18,000千	90.0	食用油脂の製造・販売
WOODLANDS SUNNY FOODS PTE.LTD.	S\$15,600千	100.0	調製品等の製造・販売
PALMAJU EDIBLE OIL SDN. BHD.	RM54,000千	70.0	食用油脂の製造・販売
FUJI SPECIALTIES, INC.	US\$100,000千	100.0	持株会社
FUJI VEGETABLE OIL,INC.	US\$101,500千	— (97.9)	食用油脂の製造・販売
FUJI OIL EUROPE	€17,900千	99.3 (100.0)	食用油脂の製造・販売
FUJI OIL POLSKA SP. Z O O	PLN4千	— (100.0)	食用油脂の製造・販売
NEW LEYTE EDIBLE OIL MANUFACTURING CORP.	PP507,000千	86.7	食用油脂の製造・販売
P.T. FREYABADI INDOTAMA	Rph49,039,658千	31.0 (51.0)	チョコレート製品の製造・販売
不二製油(張家港)有限公司	RMB¥273,480千	86.7 (94.4)	食用油脂の製造・販売
不二製油(張家港保税区)有限公司	RMB¥12,420千	92.0	倉庫業
山東龍藤不二食品有限公司	RMB¥74,640千	52.0	大豆たん白食品の製造・販売
吉林不二蛋白有限公司	RMB¥172,000千	70.0	大豆たん白製品の製造・販売
天津不二蛋白有限公司	RMB¥99,319千	95.0	大豆たん白製品の製造・販売

(注) () 書きについては、間接所有も含めた議決権比率であります。

②企業結合の成果

当社の連結子法人等は、前記の重要な子法人等の25社であり、持分法適用会社は1社であります。
当連結会計年度の売上高は1,751億72百万円(前期比1.3%増)となり、当期純利益は43億34百万円(前期比38.3%減)となりました。

(7) 主要な借入先、借入額および当該借入先が有する会社の株式の数

借入先	借入額	借入先の有する当社の株式数	
		持株数	出資比率
株式会社三井住友銀行	3,120 百万円	1,875 千株	2.1 %
日本生命保険相互会社	2,500	2,845	3.2
農林中央金庫	2,340	1,825	2.1
住友生命保険相互会社	1,650	539	0.6
住友信託銀行株式会社	1,800	—	—
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,500	—	—
株式会社みずほコーポレート銀行	520	—	—

(注) 住友信託銀行株式会社は、当社株式1,739千株を、退職給付信託〔日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社・住友信託退給口〕として拠出しております。

(8) 取締役および監査役

取締役社長	(代表取締役)	浅原和人
専務取締役	(販売本部長兼ロジスティクス部、 蛋白質食品事業部分掌)	二宮幸博
専務取締役	(管理本部長兼リスク管理担当)	菅谷智明
専務取締役	(食品機能剤事業部、豆乳事業部、 ソヤファーム通販事業部分掌)	小幡静雄
常務取締役	(購買本部、蛋白質事業部分掌 兼フジプロテインテクノロジー株式会社取締役社長)	中嶋義昭
常務取締役	(研究開発本部分掌兼生産性推進本部長)	森弘之
常務取締役	(油脂事業部分掌兼欧州・米国事業統括本部長)	海老原善隆
常務取締役	(安全・品質・環境担当兼安全環境本部、品質保証部分掌兼阪南事業所長兼 特命担当(上海旭洋綠色食品有限公司))	片山務
常務取締役	(製菓製パン素材事業部、食品素材輸入事業部分掌 兼アジア・中国事業統括本部長)	河部博国
常務取締役	(人事総務本部長兼人事総務本部人事部長兼 熊取研修所長兼コンプライアンス担当)	寺嶋正彦
取締役	(販売本部副本部長)	岡本和三
取締役	(技術部長)	岩朝央
取締役	(トーラク株式会社専務取締役)	高木茂
取締役	(蛋白質事業部長)	寺西進
取締役	(食品機能剤事業部長)	清水洋史
取締役	(伊藤忠商事株式会社専務取締役) 食料カンパニープレジデント)	渡邊康平
常勤監査役		勝間健彦
常勤監査役		山口正之
監査役	(伊藤忠商事株式会社執行役員) 食料カンパニー食糧部門長)	青木芳久
監査役	(伊藤忠商事株式会社食料カンパニーチーフフィナ ンシャルオフィサー兼食料経営管理部長)	栢沼康夫

(注) 1. 当期中の取締役および監査役の異動

(1) 平成17年6月23日開催の第77回定時株主総会終結の時をもって、取締役 早川義之氏は任期満了により、常勤監査役 岡崎正毅および監査役 関 忠行の各氏はそれぞれ辞任により、退任いたしました。

(2) 平成17年6月23日開催の第77回定時株主総会において、山口正之、栢沼康夫の両氏が新たに監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。

2. 取締役 渡邊康平氏は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役であります。
3. 監査役 青木芳久、栢沼康夫の両氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。
4. 決算期後の取締役の地位の異動は、次のとおりであります。

平成18年4月1日付

常務取締役 岡本和 三

5. 決算期後の取締役の担当の異動は、次のとおりであります。

平成18年4月1日付

専務取締役 二宮幸博 社長補佐 兼 特命事項担当
(千葉プロジェクト等)

専務取締役 菅谷智明 社長補佐 兼 リスク管理担当

常務取締役 中嶋義昭 社長補佐

常務取締役 森弘之 生産性推進本部長

常務取締役 海老原善隆 欧州・米国事業統括本部長

常務取締役 河部博国 アジア・中国事業統括本部長

常務取締役 寺嶋正彦 人事総務本部長 兼 熊取研修所長 兼 コンプライアンス担当

常務取締役 岡本和 三 販売本部長

取締役 高木茂 トーラク株式会社代表取締役社長

取締役 清水洋史 不二製油(張家港)有限公司董事長/総経理 兼 不二製油(張家港保税区)有限公司董事長/総経理

6. 決算期後の取締役の異動は、次のとおりであります。

平成18年4月15日付

辞任 常務取締役 中嶋義昭

(9) 会計監査人に支払うべき報酬等の額

	支 払 額
①当社および子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	35百万円
②上記①の合計額うち、当社および子法人等が公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額	35百万円
③上記②のうち、当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	29百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」に基づく監査と「証券取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、③の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事項

該当ありません。

(注) 本営業報告書に記載する金額および株式数は、表示単位未満を切り捨て、比率等は表示桁未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
流動資産	60,458	流動負債	45,748
現金及び預金	4,324	支払手形及び買掛金	13,115
受取手形及び売掛金	29,538	短期借入金	21,383
有価証券	274	一年内償還予定社債	20
たな卸資産	23,050	一年内返済予定長期借入金	1,526
繰延税金資産	993	未払法人税等	2,300
その他	2,373	賞与引当金	1,414
貸倒引当金	△95	その他	5,989
固定資産	111,478	固定負債	34,372
有形固定資産	93,712	社債	10,160
建物及び構築物	33,204	長期借入金	17,309
機械装置及び運搬具	41,357	繰延税金負債	4,247
土地	15,022	退職給付引当金	2,213
建設仮勘定	2,369	役員退職慰労引当金	337
その他	1,759	その他	103
無形固定資産	1,164	負債合計	80,121
投資その他の資産	16,601	少数株主持分	4,022
投資有価証券	13,307	少数株主持分	4,022
長期貸付金	674	資 本 の 部	
繰延税金資産	191	資本金	13,208
その他	2,641	資本剰余金	18,324
貸倒引当金	△213	利益剰余金	53,942
		株式等評価差額金	4,544
		為替換算調整勘定	△2,181
		自己株式	△45
資産合計	171,936	資本合計	87,793
		負債、少数株主持分及び資本合計	171,936

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 109,989百万円
3. 担保に提供している資産
- | | |
|-----------|--------|
| 建物及び構築物 | 322百万円 |
| 機械装置及び運搬具 | 156百万円 |
| 土地 | 109百万円 |
- 上記に対する債務
- | | |
|--------------|--------|
| 短期借入金 | 67百万円 |
| 一年内返済予定長期借入金 | 123百万円 |
4. 保証債務 232百万円

連結損益計算書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

科 目	金 額	金 額
	百万円	百万円
経常損益の部		
営業損益の部		
営業収益		
売上高	175,172	175,172
営業費用		
売上原価	137,068	
販売費及び一般管理費	28,826	165,895
営業利益		9,277
営業外損益の部		
営業外収益		
受取利息及び配当金	160	
その他	654	814
営業外費用		
支払利息	844	
その他	295	1,139
経常利益		8,952
特別損益の部		
特別損失		
固定資産売却損	406	
減損損失	39	
その他	101	547
税金等調整前当期純利益		8,404
法人税、住民税及び事業税	3,358	
法人税等調整額	537	
少数株主利益	174	4,070
当期純利益		4,334

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益 49円14銭

連結の範囲等に関する事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子法人等の状況

- ①連結子法人等の数 25社
- ②主要な連結子法人等の名称 トーラク株式会社
フジフレッシュフーズ株式会社
フジプロテインテクノロジー株式会社
FUJI OIL (SINGAPORE) PTE. LTD.
WOODLANDS SUNNY FOODS PTE. LTD.

(2) 非連結子法人等の状況

- ①主要な非連結子法人等の名称 石川サニーフーズ株式会社
不二神戸フーズ株式会社
今川株式会社
千葉ベグオイルタンクターミナル株式会社
- ②連結の範囲から除いた理由 非連結子法人等はいずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子法人等又は関連会社の状況

- ①持分法適用の非連結子法人等
又は関連会社数 1社
- ②主要な会社の名称 K&FS PTE. LTD.

(2) 持分法を適用していない非連結子法人等又は関連会社の状況

- 主要な会社の名称 株式会社大新
上海旭洋綠色食品有限公司

(3) 持分法を適用しない理由

各社の当期純損益及び利益剰余金等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子法人等の事業年度等に関する事項

連結子法人等のうち、FUJI OIL (SINGAPORE) PTE. LTD. ・ PALMAJU EDIBLE OIL SDN. BHD. ・ WOODLANDS SUNNY FOODS PTE. LTD. ・ FUJI SPECIALTIES, INC. 及びFUJI VEGETABLE OIL, INC. 他9社の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、当該年度の計算書類を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的債券については償却原価法によっております。
また、その他有価証券のうち、時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を、その他有価証券のうち、時価のないものについては移動平均法による原価法によっております。
- (2) たな卸資産の評価は、主として移動平均法による原価法によっております。
- (3) デリバティブの評価は時価法によっております。
- (4) 有形固定資産の減価償却の方法は、主として定率法によっております。
但し、建物、当社の賃貸用資産及び一部の連結子法人等では定額法によっております。
- (5) 無形固定資産の減価償却の方法は、定額法によっております。
但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- (6) 繰延資産については、連結子法人等の不二つばフーズ株式会社が開業費を計上しており、5年間で均等額を償却する方法によっております。
- (7) 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を考慮し、回収不能見込額を計上しております。
- (8) 賞与引当金は、主として従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。
- (9) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理することとしております。また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法によりそれぞれ発生の日次から費用処理することとしております。
- (10) 役員退職慰労引当金は、当社の役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。なお、当該引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金に該当いたしません。
- (11) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨の換算の基準について、外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子法人等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は少数株主持分及び資本の部における為替換算調整勘定に含めております。
- (12) 重要なリース取引の処理方法について、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。また、一部の在外連結子法人等は、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (13) 重要なヘッジ会計の方法については、繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合、振当処理を採用しております。また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合、特例処理を採用しております。
- (14) 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
- (15) 連結子法人等の資産及び負債の評価の方法は、全面時価評価法によっております。
- (16) 連結調整勘定は、原則として発生日以後5年間で均等償却しておりますが、重要性のない金額については発生日に全額償却しております。

会計方針の変更

当連結会計年度より固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。

これにより税金等調整前当期純利益は39百万円減少しております。

なお、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年5月9日

不二製油株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 松 本 稔[Ⓔ]
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 山 本 雅 春[Ⓔ]
業務執行社員

当監査法人は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、不二製油株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第78期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積もりの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続きを含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い不二製油株式会社及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第78期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、監査いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成18年5月10日

不二製油株式会社 監査役会

監査役（常勤） 勝 間 健 彦 ⑩

監査役（常勤） 山 口 正 之 ⑩

監 査 役 青 木 芳 久 ⑩

監 査 役 栢 沼 康 夫 ⑩

（注） 監査役 青木芳久及び監査役 栢沼康夫は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
流動資産	36,148	流動負債	24,711
現金及び預金	880	支払手形	211
受取手形	1,501	買掛金	9,735
売掛金	18,634	短期借入金	7,210
有価証券	266	一年内返済予定長期借入金	1,000
製品及び商品	8,744	未払金	2,289
原材料	3,352	未払法人税等	1,834
貯蔵品	261	未払費用	443
前払費用	303	賞与引当金	1,158
繰延税金資産	767	その他	827
その他	1,439	固定負債	24,967
貸倒引当金	△3	社債	10,000
固定資産	101,615	長期借入金	13,000
有形固定資産	57,523	退職給付引当金	1,612
建物	18,424	役員退職慰労引当金	337
構築物	2,694	その他	16
機械及び装置	19,703	負債合計	49,679
車両及び運搬具	13	資 本 の 部	
工具、器具及び備品	1,174	資本金	13,208
土地	13,806	資本剰余金	18,324
建設仮勘定	1,707	資本準備金	18,324
無形固定資産	675	利益剰余金	52,137
投資その他の資産	43,416	利益準備金	2,017
投資有価証券	12,604	任意積立金	34,508
子会社株式	16,902	買換資産積立金	258
子会社出資金	7,709	配当準備積立金	2,250
長期貸付金	4,827	別途積立金	32,000
長期前払費用	440	当期末処分利益	15,611
繰延税金資産	1,444	株式等評価差額金	4,459
その他	1,217	自己株式	△45
貸倒引当金	△1,729	資本合計	88,084
資産合計	137,763	負債及び資本合計	137,763

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- | | |
|------------------|----------|
| 2. 子会社に対する短期金銭債権 | 5,167百万円 |
| 子会社に対する長期金銭債権 | 4,805百万円 |
| 子会社に対する短期金銭債務 | 1,479百万円 |
| 子会社に対する長期金銭債務 | 16百万円 |
3. 有形固定資産の減価償却累計額 76,257百万円
4. 有形固定資産の取得価額から保険差益による圧縮記帳額701百万円及び国庫補助金による圧縮記帳額83百万円が控除されております。
5. 重要なリース資産
貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として、製造設備及び研究開発用器具の一部、ならびにコンピュータ機器があります。
6. 保証債務 11,520百万円
7. 商法施行規則第124条第3号に規定する純資産額は4,459百万円であります。

損 益 計 算 書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

科 目	金 額	金 額
	百万円	百万円
経 常 損 益 の 部 営 業 損 益 の 部 営 業 上 高 営 業 費 用 売 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	107,757 82,369 17,433	107,757 99,802
営 業 利 益		7,954
営 業 外 損 益 の 部 営 業 外 受 取 利 息 及 び 配 当 金 営 業 外 支 払 費 用 利 息 他	612 764 262 608	1,376 871
経 常 利 益		8,460
特 別 損 益 の 部 特 別 固 定 資 産 売 廃 却 損 減 損 そ の 他	389 39 14	443
税 引 前 当 期 純 利 益		8,016
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 法 人 税 等 調 整 額	2,867 89	2,956
当 期 純 利 益		5,060
前 期 繰 越 利 益 中 間 配 当 額		11,206 656
当 期 未 処 分 利 益		15,611

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 子会社に対する売上高 16,697百万円
 子会社からの仕入高 16,848百万円
 子会社との営業取引以外の取引高 999百万円
3. 1株当たり当期純利益 57円44銭

重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的債券については償却原価法、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法によっております。
また、その他有価証券のうち、時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を、その他有価証券のうち、時価のないものについては移動平均法による原価法によっております。
- (2) たな卸資産の評価は、移動平均法による原価法によっております。
- (3) デリバティブの評価は時価法によっております。
- (4) 有形固定資産の減価償却の方法は、定率法によっております。
但し、建物及び賃貸用資産については定額法によっております。
- (5) 無形固定資産の減価償却の方法は、定額法によっております。
但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- (6) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準について、外貨建金銭債権債務は、決算日の直物が替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (7) 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を考慮し、回収不能見込額を計上しております。
- (8) 賞与引当金は、従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。
- (9) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理することとしております。また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法によりそれぞれ発生翌期から費用処理することとしております。

- (10) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。なお、当該引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金に該当いたします。
- (11) リース取引の処理方法について、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (12) ヘッジ会計の方法については、繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合、振当処理を採用しております。また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合、特例処理を採用しております。
- (13) 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

当期より固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。

これにより税引前当期純利益は39百万円減少しております。

なお、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。

利 益 処 分 案

当 期 未 処 分 利 益	15,611,044,970円
---------------	-----------------

これを次のとおり処分いたします。

利 益 配 当 金 (1株につき7円50銭)	656,467,838円
---------------------------	--------------

取 締 役 賞 与 金	33,100,000円
-------------	-------------

次 期 繰 越 利 益	14,921,477,132円
-------------	-----------------

(注) 平成17年12月9日に656,474,235円(1株につき7円50銭)の中間配当を実施しております。

独立監査人の監査報告書

平成18年5月9日

不二製油株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 松本 稔[Ⓔ]
業務執行社員

指定社員 公認会計士 山本 雅春[Ⓔ]
業務執行社員

当監査法人は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、不二製油株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第78期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第78期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役及び使用人から営業の報告を聴取し、決裁書類その他重要な書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。子会社に対しても営業の報告を求め、必要に応じて重要な子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査しました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役及び関係者から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人あずき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- (6) 子会社の調査の結果、取締役の職務遂行に関し指摘すべき事項は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成18年5月10日

不二製油株式会社 監査役会

監査役（常勤） 勝 間 健 彦 ㊟

監査役（常勤） 山 口 正 之 ㊟

監 査 役 青 木 芳 久 ㊟

監 査 役 栢 沼 康 夫 ㊟

(注) 監査役 青木芳久及び監査役 栢沼康夫は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数

874,840個

2. 議案および参考事項

第1号議案 第78期利益処分案承認の件

利益処分は、企業体質の強化と将来の事業展開を勘案して行いたく、その内容は26頁に記載のとおりであります。

当期の利益配当金につきましては、1株につき7円50銭とさせていただきます。これにより、中間配当金（1株につき7円50銭）を含めました当期の利益配当金は、1株につき15円となります。また、取締役賞与金につきましては、当期の業績等を考慮して、期末時の取締役16名に対し、前期より1,569万円減額し、3,310万円を支給することといたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法」（平成17年法律第86号）、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号。以下「整備法」という）並びに「会社法施行規則」（平成18年法務省令第12号）および「会社計算規則」（同第13号）が、平成18年5月1日に施行されたことに伴い、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

- (1) 株主総会招集にあたり、諸般の事情を考慮して合理的な地域において開催するための規定を設けるものであります（変更案第12条）。
- (2) 法務省令の規定により、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を新設するものであります（変更案第14条）。
- (3) 会社法の規定により、定款に定めれば取締役会の書面決議が可能となることに伴い、機動的な取締役会の運営を図るため、取締役会の決議の省略に関する規定を新設するものであります（変更案第26条第2項）。
- (4) 「整備法」の規定により、当社定款に定めがあるとみなされている以下の事項を明確にするものであります。
 - ①当社は、取締役会（変更案第18条）、監査役および監査役会（変更案第29条）、会計監査人（変更案第36条）を置く旨の定め。
 - ②当社は、株券を発行する旨の定め（変更案第8条）。
 - ③当社は、株主名簿管理人を置く旨の定め（変更案第10条）。
- (5) 会社法が施行されたことおよび上記変更に伴い、会社法上の用語との整合性の確保、条数の変更、表現形式の変更、字句の修正、その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号) 第 1 条 (条文省略)</p> <p>(目的) 第 2 条 (条文省略)</p> <p>(本店の所在地) 第 3 条 (条文省略)</p> <p>(公告方法) 第 4 条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号) 第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目的) 第 2 条 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地) 第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(公告方法) 第 4 条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する <u>方法によって行う。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数) 第 5 条 <u>当会社が発行する株式の総数は、357,324,000株とする。</u> <u>ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減じる。</u></p> <p>(自己株式の取得) 第 6 条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行) 第 7 条 当会社の<u>1単元の株式の数は100株とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 5 条 当会社の発行可能株式総数は、357,324,000株とする。</p> <p>(自己株式の取得) 第 6 条 当社は、取締役会の決議によって、<u>市場取引等により自己株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数) 第 7 条 当会社の<u>単元株式数は100株とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(2) <u>当社は、1単元の株式の数に満たない株式（以下単元未満株式という。）に係る株券を発行しない。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(基準日)</p> <p><u>第8条</u> 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿及び実質株主名簿（以下株主名簿等という。）に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>(2) <u>前項その他定款に別段の定めのある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主もしくは登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または質権者とすることができる。</u></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p><u>第9条</u> 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>(2) <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(株券の発行)</p> <p><u>第8条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(2) <u>当社は、前項の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(基準日)</p> <p><u>第9条</u> 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）に記載または記録された議決権を有する株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>(2) <u>前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第10条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>(2) <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(3) 当社の株主名簿および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人</u>の事務取扱場所に備え置き、<u>名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取り、その他の株式事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第10条</u> 当社の株券の種類並びに株式の名義書換、<u>実質株主通知の受理、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事項は、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p><u>第11条</u> 当社の定時株主総会は毎年6月に招集し、必要あるときは、随時に臨時株主総会を招集する。株主総会は、<u>本店の所在地または隣接する地のほか大阪府泉佐野市において、これを招集することができる。</u></p> <p><u>(2) 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき社長がこれを招集する。社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定められた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。</u></p> <p>(議長)</p> <p><u>第12条</u> 株主総会の議長は社長がこれに当たる。社長に事故あるときは、<u>あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれにかわる。</u></p>	<p>(3) 当社の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、<u>株主名簿管理人</u>の事務取扱場所に備え置き、<u>株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第11条</u> 当社の株式に関する取扱および手数料は、<u>法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p><u>第12条</u> 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。株主総会は、<u>大阪府においてこれを招集する。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(株主総会の招集権者および議長)</p> <p><u>第13条</u> 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(決議の要件)</p> <p><u>第13条</u> 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(2) 商法第343条による特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第14条</u> 株主は、当会社の議決権を行使することができる他の株主を代理人として議決権を行使することができる。 ただし、株主または代理人は、総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(2) <u>株主総会において、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第14条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p><u>第15条</u> 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(2) <u>会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第16条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>(2) <u>前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議事録)</p> <p><u>第15条</u> 株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の員数及び選任)</p> <p><u>第16条</u> (条文省略)</p> <p>(2) <u>取締役は、株主総会において選任する。</u> <u>この選任の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u> <u>ただし、取締役の選任については累積投票によらない。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p><u>第17条</u> 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>(議事録)</p> <p><u>第17条</u> 株主総会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役会の設置)</p> <p><u>第18条</u> 当社は、取締役会を置く。</p> <p>(取締役の員数)</p> <p><u>第19条</u> (現行どおり) (削 除)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p><u>第20条</u> <u>取締役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>(2) <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(3) <u>取締役の選任決議は、累積投票によらない。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p><u>第21条</u> 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(2) 増員として選任された取締役または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(取締役会) 第18条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第19条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日より3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(役付取締役及び代表取締役) 第20条 当社は取締役会の決議により、会長及び社長各1名、副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を置くことができる。 会社を代表する取締役は取締役会で定める。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(2) 増員として選任された取締役または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(取締役会) 第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第23条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日より3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>(2) <u>前項の規定にかかわらず、取締役および監査役の全員の同意あるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第25条 当社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>(2) <u>代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会規則)</p> <p><u>第21条</u> 前3条のほか、取締役会に関する事項については、取締役会で定める取締役会規則による。</p> <p>(新 設)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(新 設)</p> <p>(監査役の員数及び選任)</p> <p><u>第22条</u> (条文省略)</p>	<p>(3) <u>当社は、取締役会の決議によって、取締役の中から社長1名を選定し、会長1名および副社長、専務、常務各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議)</p> <p><u>第26条</u> 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(2) <u>前項の規定にかかわらず、当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(取締役会規則)</p> <p><u>第27条</u> 取締役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会で定める取締役会規則による。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p><u>第28条</u> 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役および監査役会の設置)</p> <p><u>第29条</u> 当社は、監査役および監査役会を置く。</p> <p>(監査役の員数および選任)</p> <p><u>第30条</u> (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(2) 監査役は株主総会において選任する。 <u>この選任の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第23条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(2) 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第24条 監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第26条 前条のほか、監査役会に関する事項については、監査役会で定める監査役会規則による。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(2) 監査役は、<u>株主総会の決議によって</u>選任する。</p> <p>(3) 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(2) 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第32条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第33条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第34条 監査役会に関する事項については、<u>法令または本定款に定めるもののほか、</u>監査役会で定める監査役会規則による。</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第35条 監査役の報酬等は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	第6章 会計監査人
(新 設)	(会計監査人の設置) 第36条 当社は、 <u>会計監査人を置く。</u>
(新 設)	(会計監査人の選任) 第37条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u>
(新 設)	(会計監査人の任期) 第38条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>
(新 設)	(2) <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u>
(新 設)	(会計監査人の報酬等) 第39条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u>
第6章 計 算	第7章 計 算
(営業年度)	(事業年度)
第27条 当社の <u>営業年度</u> は1年とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。	第40条 当社の <u>事業年度</u> は1年とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(利益配当および中間配当)</p> <p><u>第28条</u> 利益配当金は、毎年3月31日における最終の株主名簿等に記載または記録された株主もしくは登録質権者に支払う。</p> <p>(2) 当社は取締役会の決議により、毎年9月30日における最終の株主名簿等に記載または記録された株主もしくは登録質権者に対し中間配当をすることができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(転換社債の転換と配当金)</p> <p><u>第29条</u> 転換社債の転換により発行された株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。</p> <p>(除斥期間)</p> <p><u>第30条</u> 利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(期末配当金)</p> <p><u>第41条</u> 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下期末配当金という。）を支払う。</p> <p>(削 除)</p> <p>(中間配当金)</p> <p><u>第42条</u> 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下中間配当金という。）をすることができる。</p> <p>(削 除)</p> <p>(期末配当金および中間配当金の除斥期間)</p> <p><u>第43条</u> 期末配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>(2) <u>未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</u></p>

第3号議案 取締役15名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（15名）任期満了となりますので、取締役15名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

なお、取締役候補者 田中茂治氏は社外取締役の要件を満たしております。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 ●他の会社の代表者であるときの社名、役職名	所有する当社 の株式の数
1	浅 原 和 人 (昭和20年9月21日生)	昭和43年4月 当社入社 平成3年4月 油脂事業本部油脂生産部長 平成6年3月 PALMAJU EDIBLE OIL SDN. BHD. 取締役工場長 平成10年4月 蛋白食品事業部長 平成10年6月 当社取締役 平成13年4月 当社常務取締役 平成13年10月 食品第二事業部長 平成14年4月 当社取締役社長（現任）	20,900株
2	二 宮 幸 博 (昭和17年6月25日生)	昭和41年4月 当社入社 平成7年10月 油脂事業部長 平成8年6月 当社取締役 平成10年4月 トーラク株式会社取締役社長 平成12年4月 当社常務取締役 平成13年10月 販売部門西日本地区担当兼ロジスティクス部 担当兼大阪支店長 平成15年4月 当社専務取締役（現任） 販売部門、ロジスティクス部、大阪支店担当 兼東京支店長 平成16年4月 販売部門、ロジスティクス部、大阪支店、東 京支店分掌兼東京支店長 平成17年4月 販売本部長兼ロジスティクス部、蛋白食品事 業部分掌 平成18年4月 社長補佐兼特命事項担当（千葉プロジェクト 等）（現任）	11,500株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 ●他の会社の代表者であるときの社名、役職名	所有する当社 の株式の数
3	小 幡 静 雄 (昭和17年11月5日生)	昭和43年12月 当社入社 平成元年2月 蛋白事業本部企画室長 平成6年8月 吉林不二蛋白有限公司総経理 平成8年6月 当社取締役 平成9年1月 経営企画室長 平成10年5月 フジプロテインテクノロジー株式会社取締役 社長 平成12年4月 当社常務取締役 平成16年4月 当社専務取締役(現任) 食品機能剤事業部、豆乳事業部(現任)、大 豆健康食品事業部分掌 平成17年4月 兼ソヤファーム通販事業部分掌(現任)	10,665株
4	森 弘 之 (昭和20年8月30日生)	昭和43年4月 当社入社 平成7年10月 蛋白事業部長 平成10年1月 FUJI VEGETABLE OIL, INC. 社長 平成10年6月 当社取締役 平成12年4月 当社常務取締役(現任) 平成13年4月 特許商標室、新技術開発室、技術部、新素材 研究所担当兼つくば研究開発センター長 平成14年4月 兼工務部、つくば研究開発センター担当兼技 術部長 平成15年4月 兼フードサイエンス研究所、阪南研究開発セ ンター担当 平成16年4月 フードサイエンス研究所、商品・ソフト開発 研究所、技術部、特許商標室、新技術開発室、 阪南研究開発センター、つくば研究開発セン ター分掌 平成17年4月 生産性推進本部長(現任)兼研究開発本部分掌	7,900株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 ●他の会社の代表者であるときの社名、役職名	所有する当社 の株式の数
5	海老原 善 隆 (昭和21年1月9日生)	昭和52年10月 当社入社 平成元年11月 食品研究所油脂開発部長 平成4年2月 VAMO-FUJI SPECIALTIES N.V. 副社長 平成10年4月 油脂事業部長 平成12年6月 当社取締役 平成14年4月 当社常務取締役（現任） 平成15年4月 兼株式会社阪南タンクターミナル取締役社長 平成16年4月 兼油脂事業部分掌 平成17年4月 欧州・米国事業統括本部長（現任）	8,100株
6	片 山 務 (昭和21年10月17日生)	昭和44年4月 当社入社 平成8年6月 ソヤファーム事業部長 平成12年4月 兼大阪支店長 平成12年6月 当社取締役 平成13年10月 兼蛋白食品事業部長兼不二つばフーズ株式 会社取締役社長兼神戸工場担当 平成14年4月 当社常務取締役（現任） 平成15年5月 兼蛋白食品小売事業部長兼蛋白食品小売事業 部ソヤファーム販売部長 平成16年4月 蛋白食品事業部、蛋白食品小売事業部分掌 平成17年4月 安全・品質・環境担当兼安全環境本部、品質保 証部分掌兼阪南事業所長兼特命担当（上海旭 洋緑色食品有限公司担当）（現任）	6,300株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 ●他の会社の代表者であるときの社名、役職名	所有する当社の株式の数
7	河部博国 (昭和22年5月14日生)	昭和41年3月 当社入社 平成4年4月 油脂食品事業本部開発輸入部長 平成6年5月 WOODLANDS SUNNY FOODS PTE. LTD. 社長 平成10年4月 兼WSF事業部長 平成12年4月 兼東南アジア地域担当 平成12年6月 当社取締役 平成15年4月 兼東南アジア事業化担当兼PT. FREYABADI INDOTAMA副社長 平成15年5月 兼FUJI SUNNY FOODS CORP. PTE. LTD. 社長 平成16年4月 当社常務取締役(現任) 食品第一事業部、食品第二事業部、WSF事業部、 関東工場分掌兼食品第二事業部長 平成17年4月 アジア・中国事業統括本部長(現任)、製菓製 パン素材事業部、食品素材輸入事業部分掌	9,910株
8	寺嶋正彦 (昭和20年6月16日生)	昭和43年4月 当社入社 平成3年6月 食品研究所食研管理室長 平成6年2月 開発本部企画管理室長 平成7年10月 人事部長 平成14年6月 当社取締役 平成16年4月 当社常務取締役(現任) 兼秘書室、人事部、総務部分掌兼熊取研修所長 平成17年4月 人事総務本部長兼熊取研修所長兼コンプライ アンス担当(現任)兼人事部長	10,500株
9	岡本和三 (昭和24年8月7日生)	昭和51年3月 当社入社 平成10年4月 東京販売第一部副部長 平成12年4月 東京販売第四部長 平成14年6月 当社取締役 平成16年4月 販売部門分掌補佐 平成17年4月 販売本部副本部長 平成18年4月 当社常務取締役販売本部長(現任)	6,131株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 ●他の会社の代表者であるときの社名、役職名	所有する当社の株式の数
10	岩 朝 央 (昭和25年12月15日生)	昭和51年4月 当社入社 平成7年11月 不二製油(張家港)有限公司総経理 平成11年1月 兼不二製油(張家港保税区)有限公司総経理 平成15年11月 技術部長(現任) 平成16年6月 当社取締役(現任)	8,000株
11	高 木 茂 (昭和26年2月1日生)	昭和49年4月 当社入社 平成7年10月 食品第二事業部食品第二生産部長 平成15年8月 トーラク株式会社常務取締役 平成16年6月 当社取締役(現任) 平成17年4月 トーラク株式会社専務取締役 平成18年4月 トーラク株式会社代表取締役社長(現任) ●トーラク株式会社代表取締役社長	5,200株
12	寺 西 進 (昭和28年6月13日生)	昭和51年4月 当社入社 平成11年2月 吉林不二蛋白有限公司総経理 平成14年7月 蛋白事業部蛋白生産部長 平成16年4月 蛋白事業部長(現任) 平成16年6月 当社取締役(現任)	6,000株
13	清 水 洋 史 (昭和28年7月1日生)	昭和52年4月 当社入社 平成6年10月 蛋白販売本部小売事業部開発室長 平成11年10月 新素材事業部長兼新素材販売部長 平成13年7月 食品機能剤事業部長 平成16年6月 当社取締役(現任) 平成18年4月 不二製油(張家港)有限公司董事長/総経理兼 不二製油(張家港保税区)有限公司董事長/総経理(現任)	3,800株
14	山 中 敏 正 (昭和24年12月8日生)	平成17年5月 伊藤忠商事株式会社退社 平成17年5月 当社入社 管理本部副本部長兼管理本部経営 管理部長 平成17年7月 当社執行役員(現任) 平成18年4月 管理本部長兼管理本部経営管理部長(現任)	3,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 ●他の会社の代表者であるときの社名、役職名	所有する当社の株式の数
15	田中茂治 (昭和27年3月7日生)	昭和49年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成14年4月 同社食品カンパニープレジデント補佐兼食品流通第一事業部長 平成14年6月 同社執行役員に就任 平成16年4月 同社食品流通部門長 平成17年4月 同社常務執行役員に就任(現任)、食料カンパニーエグゼクティブバイスプレジデント兼食品流通部門長 平成18年4月 同社食料カンパニープレジデント(現任)	0株

(注) 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役 勝間健彦氏は辞任いたしますので、その後任として監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任されます後任監査役の任期は、退任監査役の任期の満了する時までとなります。本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 ●他の会社の代表者であるときの社名、役職名	所有する当社の株式の数
南 廣次 (昭和23年1月30日生)	昭和46年4月 当社入社 平成8年2月 経理部長 平成13年4月 経営管理部長 平成14年4月 資材部長 平成17年4月 購買本部長兼購買本部資材部長 平成18年4月 購買本部参与(現任)	7,000株

(注) 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

第5号議案 監査役補欠者1名選任の件

当社の社外監査役が法令に欠く員数となる場合に備え、あらかじめ社外監査役補欠者1名を選任するものであります。なお、社外監査役補欠者は社外監査役が法令に定める監査役の員数を欠いたことを就任の条件とし、その任期は前任者の残存任期とし、かつ、本議案の決議の効力は当該決議後最初に開催する定時株主総会の開始の時までとなります。ただし、社外監査役補欠者である松本耕一氏の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとします。本議案につきましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役補欠者の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 ●他の会社の代表者であるときの社名、役職名	所有する当社の株式の数
松本 耕一 (昭和26年9月30日生)	昭和50年4月 安宅産業株式会社入社 昭和52年10月 伊藤忠商事株式会社入社 平成12年5月 同社金属・エネルギー管理部金属事業チーム長 平成16年6月 同社食料経営管理部長代行 平成17年4月 同社食料事業・リスクマネジメント部長(現任)	0株

(注1) 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

(注2) 監査役補欠者の候補者 松本耕一氏は、社外監査役の要件を満たしております。

第6号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本年4月15日付で取締役を辞任された中嶋義昭氏、本総会終結の時をもって退任されます取締役の菅谷智明氏および監査役の勝間健彦氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期、方法等につきましては、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にご一願いたいと存じます。

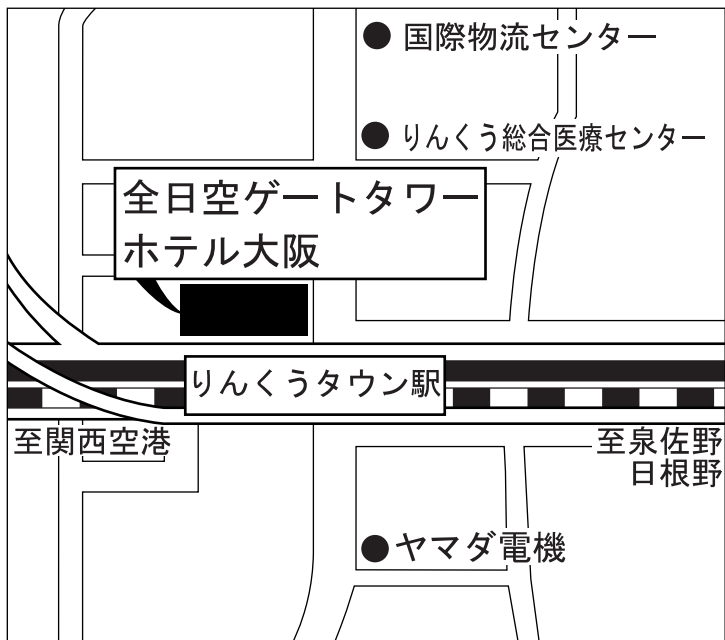
退任取締役および退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
菅谷 智明	平成10年6月 当社取締役 平成12年4月 当社常務取締役 平成15年4月 当社専務取締役（現任）
中嶋 義昭	平成10年6月 当社取締役 平成12年4月 当社常務取締役 平成18年4月 当社取締役辞任
勝間 健彦	平成15年6月 当社常勤監査役（現任）

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪府泉佐野市りんくう往来北1番地
全日空ゲートタワーホテル大阪 6階 RICCホール
(JR関西空港線, 南海関西空港線りんくうタウン駅直結)



りんくうタウン駅へのアクセス

- なんばより…南海電鉄（空港急行）で約40分
- 天王寺より…JR（関空快速）で約45分
- 和歌山市内より…JRまたは南海電鉄で約40分
- 関西国際空港より…JRまたは南海電鉄で約5分